

課外活動登録団体としての遵守事項

学生総合支援センター

第1条(アルコールに関する遵守事項)

1. 20歳未満の構成員については、法令に基づき、飲酒および喫煙を一切行わないこと。
2. 20歳未満の構成員に飲酒を勧めないこと。
3. 飲酒の強要、一気飲み等の危険行為を行わないこと。
4. 飲酒運転、飲酒後の危険行為、泥酔による迷惑行為を行わないこと。
5. 万一、飲酒によって危険な状況が発生した場合は、直ちに救急車の出動を要請すること。

第2条(ハラスメントに関する遵守事項)

1. 20歳未満の構成員については、法令に基づき、飲酒および喫煙を一切行わないこと。
2. 暴言、暴力、威圧的な言動、無視などの精神的な苦痛を与える行為を行わないこと。(パワーハラスメント、モラルハラスメントの禁止)
3. 意に反する性的言動や、性的な事柄に関する不適切な発言、行動は行わないこと。(セクシュアルハラスメントの禁止)
4. 深夜におよぶ課外活動や授業を欠席して大会や合宿への参加を強要する等の行為もハラスメント行為として認識し、行わないこと。
5. ハラスメントの事実を知った場合、または被害を受けた場合は、速やかに当団体の責任者、または大学の窓口(学生相談窓口など)に報告・相談すること。

第3条(会計に関する遵守事項)

1. サークルの規約、会計規程、および関係法令を遵守し、常に公正かつ誠実に会計業務を遂行すること。
2. 全ての収支について、その目的、金額、日時、および領収書などの証拠書類を正確かつ遅滞なく記録すること。
3. いかなる取引においても、虚偽の記録、改ざん、隠蔽を行わないこと。
4. サークル資金を私的用途での流用や、一時的であっても借用しないこと。
5. 会計状況について、定期的な報告会や監査を通じて、代表および関係者に対して正確に開示すること。

6. 不透明な点や疑義が生じた場合は、速やかに代表および関係者に報告し、指示を仰ぐこと。
7. 会計処理において不正または背信行為が発覚した場合、サークルに生じた損害に対する賠償の責任を負う可能性があることを理解し、解決に向け誠実に対応すること。

第4条(SNS等情報発信に関する遵守事項)

1. 当団体及び他の構成員の個人情報(氏名、連絡先、顔写真等)を、本人の許可なくSNSやインターネット上に公開しないこと。
2. 当団体の活動において知り得た機密情報や、大学の未公表情報を外部に漏洩しないこと。
3. 当団体、大学、または他の構成員の名誉や信用を損なうような誹謗中傷、不適切な内容の投稿を行わないこと。
4. 活動内容をSNSで発信する際は、当団体の品位を保ち、社会的な常識と倫理を遵守した発信を心がけること。
5. 個人的なSNS利用であっても、当団体の活動に支障をきたす、あるいは大学のイメージを損なうことのないよう、責任ある行動をとること。

第5条(学外者に関する遵守事項)

1. 代表、連絡員等の役員は信州大学の学生の中から選出すること。
2. 学外者のみで学内施設を使用しないこと。
3. 学外者の身分を明らかにすること。
4. 政治や宗教、ビジネスまたは他サークルへの執拗な勧誘行為を行わないこと。
5. 学外者に対し、活動中に発生した事件・事故等について、本学は一切の責任を負わないこと。